

施設名	刈谷市心身障害者福祉センター(刈谷市心身障害者福祉会館)		
主管部課等名	福祉健康部福祉総務課		

(1)指定管理者の概要

指定管理者	社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会		
所在地	刈谷市下重原町3丁目120番地		
管理体制	館長1人、館長代理1人、職員3人、臨時指導員1人		
指定期間	R2.4.1～R7.3.31	指定方法	任意
管理業務の内容	施設の管理運営に関する業務、心身障害者に対する各種相談業務		

(2)運営状況

行事・講座等	各種市民講座(書道、手芸、カラオケ、3B体操、茶道、いけばな、水彩画、健康維持、つどい場、夏休み・音楽療法の体験講座)、市民講座作品展、貸館業務、心身障害者に対する各種相談業務			
サービス向上への取り組み	気軽に話しかけられる体制づくりやアンケートなどを通して利用者の意見を吸い上げるとともに、環境づくりなどを通して、より良いサービス提供となるよう努めている。			
利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用・講座受講者数(人)	10,464	12,873	16,612	20,376
地域活動支援センター利用者数(人)	1,017			

満足度アンケート	概要	実施時期:対象者により変動あり(講座であれば閉講時) 実施方法:施設利用者や講座受講者に対しアンケート用紙を配布・回収 設問:施設利用や講座内容について「大変満足」「満足」「満足していない」から選択			
	結果	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回収率(%)	73.3	84.9	87.1	81.2
	「大変満足」「満足」の割合(%)	100.0	100.0	98.6	96.3
	上記への対応状況	市民講座は、高い満足度を得ている。市民講座に参加することは社会参加のきっかけとされている方も多い。今後とも時代とともに変化する利用者のニーズ等を汲み取りつつ、講座内容等を見直しながら、参加意欲の増長を図り、満足度の維持向上に繋げていく。			

モニタリング実施結果	
利用者からの要望及びその対応状況	市民講座受講生から、障害の状況により机の高さが変えられず不便に感じている旨の相談を受ける。可動式の机を用意し、必要に応じて利用してもらえように対応をしたところ、講座を受けやすくなった等、好意的な意見をいただいている。
事故及びその対応状況	利用者用駐車場において物損事故が多発するようになった。原因については、駐車場内の白線がタイヤの摩擦等により劣化し消えかけているためであると考えられた。これを受けて白線等の引き直しの対応をしたところ、物損事故の報告はなくなっている。
利用者からの要望及びその対応状況	貸館事業について、会議でパーティションや長机等を使用したい際、保管されている部屋を別に予約しないと借りられないことが不便である旨の相談を受けた。備品等の保管場所を1階倉庫に移し、一部の備品については事務室で予約管理表にて管理する等、備品貸出については、部屋と別管理にすることにより、備品利用時の利便性向上を図った。
その他特記事項	

(3)収支の状況

収支の状況(単位:円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	38,680,573	42,826,837	46,084,504	49,721,316
	利用料金	0	0	0	0
	その他	1,281,003	2,300,294	2,719,036	1,514,831
	収 入(計)	39,961,576	45,127,131	48,803,540	51,236,147
支出	事業費	3,448,033	4,566,571	8,047,372	6,986,872
	管理運営費	8,810,515	9,786,006	10,373,642	10,039,789
	人件費	24,149,573	25,785,814	26,193,025	27,303,806
	その他	1,267,026	2,286,429	2,702,311	1,487,190
	支 出(計)	37,675,147	42,424,820	47,316,350	45,817,657

(4)総合評価

評価項目		判定
法令等の遵守		B
適正なサービスの提供(苦情対応・アンケートなど)		B
運営状況(協定書、事業計画書等に沿って運営されているか)		B
施設の利用状況(稼働状況、事業計画の達成度など)		B
管理経費等の収支状況(経理状況や経費節減の取組み)		B
自主事業の実施状況		B
施設の維持管理状況		A
保守管理の実施状況		B
総合評価		判定
評価の理由	施設の老朽化が進む中、点検等を実施し、不具合について適切に確認することで、修繕等を必要なタイミングで実施できているとともに、利用者からの意見を受け、対応を都度見直し、利便性向上に努めているため。	B

(4)総合評価の欄について

判定は、各項目につき、下記の4段階評価し、評価不能な項目は「－」とする。

- A:協定書、仕様書に定める内容を上回る成果があった。
B:概ね協定書、仕様書に定める内容どおりの成果があった。
C:協定書、仕様書に定める業務内容に達しない面があり、改善の努力が必要。
D:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要する。
－:実施していない。